

## 会 議 録（要 旨）

会議名称	令和4年度 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会
開催日時	令和4年9月29日（木）開会：14時30分 閉会：16時10分
開催場所	加古川市民交流ひろば 会議室2
出席者	<p>&lt;委員&gt;          小川会長、福島副会長、大浦委員、久保田委員、黒田委員、          河野委員、佐藤委員、瀬嶋委員、藤原委員          （欠席）井上委員、三ツ寺委員</p> <p>&lt;事務局&gt;          ・市民協働部／部長：大歳 次長：栗山          ・市民協働部市民活動推進課／課長：鷹津、男女共同参画推進担当          副課長：難波、男女共同参画係長：荻野、主査：中山          ・こども部家庭支援課／課長：羽原、副課長：森</p> <p>&lt;関係課&gt;          ・企画部政策企画課／課長：車谷、共生社会調査担当係長：藤原</p> <p>&lt;傍聴者&gt;          1名</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 報 告</li> <li>4 議 題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第5次加古川市男女共同参画行動計画における関係各課の取組について</li> <li>(2) 令和4年度加古川市男女共同参画センター事業実施状況について</li> <li>(3) 令和5年度加古川市男女共同参画センター事業計画について</li> <li>(4) 性の多様性に関する今後の取組について</li> </ol> </li> <li>5 その他</li> <li>6 閉 会</li> </ol>

<p>配付資料</p>	<p>資料1 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱・委員名簿  資料2 第5次加古川市男女共同参画行動計画における関係各課の取組について  資料3 令和4年度 加古川市男女共同参画センター事業実施状況  資料4 令和3年度 加古川市男女共同参画センター事業実施報告  資料5 性の多様性に関する今後の取組について</p>
<p>審議内容（発言者・発言内容・審議経過等）</p>	
<p>1 開 会 事務局</p> <p>2 あいさつ 会 長</p> <p>3 報 告</p> <p>4 議 事</p> <p>事務局</p> <p>委 員</p> <p>会 長</p> <p>副会長</p> <p>委 員</p>	<p>○市民協働部長あいさつ</p> <p>○会長あいさつ</p> <p>○事務局から、資料1をもとに、懇話会の経緯、趣旨、傍聴等について説明した。[※委員から、質問等発言なし。傍聴人入室]</p> <p><u>(1) 第5次加古川市男女共同参画行動計画における関係各課の取組について</u></p> <p>○事務局から、資料2「第5次加古川市男女共同参画行動計画における関係各課の取組について」をもとに説明した。</p> <p>人権擁護委員でDVの研修を受けたりするが、横のつながりが無い。国、県、加古川市、近隣市町が個別に活動をするのではなく、情報共有や連携した研修の場をお願いしたい。</p> <p>委員自身が情報をつなげて行ってほしい。知識は力になる。DVの部分については事務局の家庭支援課でもつなげたり変えたりしてほしい。</p> <p>DV被害者支援には、つながりが大事だと思う。基本は会長の発言と同じだが、支援の方法は地域によって異なることもある。そのため、市や県、警察といった周辺の機関と支援者が、被害者の問題になっていることを共有できるような場やつながりを持てる研修の場を、家庭支援課を中心に作っていくことをお願いしたい。</p> <p>「各種ハラスメントの防止対策の推進」（4/23 ページ）について、女性が被害者というばかりではない。「男のくせにくよくよするな」「泣くな」「細</p>

	<p>かいことを気にするな」と言われることに、生きづらさを感じている男性もいる。男女のどちらかが加害者でも被害者でもないことを、研修や取組の中でしっかりと見せていくということが、ハラスメント対策の中で大切なのではないか。</p>
委 員	<p>「女性が活躍できる環境の整備」(3/23 ページ) の中の、男女共同参画推進専門員の企業訪問について、市内のどのような業種の企業を訪問したのか。</p>
事務局	<p>企業の業種は絞らず、特定事業主行動計画が未策定の企業を訪問した。</p>
委 員	<p>大企業では男女共同参画、女性の就労環境に対する意識が進んでいる。中・小企業では、格差解消に至っていない状況も見受けられる。そういう企業に特化させた方法もあるのではないか。</p>
委 員	<p>資料にはないが、「ひょうご仕事と生活センター」のコーディネーターやコンサルタントも各企業を訪問し、ワークライフバランスなどの改革を推進している。特に多い中小企業への支援として、加古川市内でもかなりの数の訪問実績がある。</p>
会 長	<p>加古川市のユニークな取組として、男女共同参画推進員が直接、企業を訪問している。こういう推進員を擁しているところは少ないのではないか。もっと「加古川市はこんなことをやっていますよ」とアピールしてもいいところだと思う。</p>
委 員	<p>「一人ひとりの働き方の見直しの推進」(5/23 ページ) の産業振興課の取組の中で、「育児・介護休業法の改正の啓発」があるが、10月に産後パパ育休制度が始まる。間違った啓発をすると、「従業員が休みやすくなる＝企業はその分、負担が増える」となる。目指すべきは、産後直後に男性が休みを取るにより育児にイーブンに参加できることであり、それにより、配偶者の女性も職場に早く復帰しやすくなる。「夫婦がともに、仕事と家庭に共同して責任を持って働ける社会を目指す」ことを合わせて啓発しないと、「たくさん休めるようになって若い者はいいなあ」になると困る。その意味でも、取り組みができる事例を紹介するなど、正しい、あるべき方向の啓発ができるといい。この改正に関してはどの企業も、様子見をしている感じもある。本来、お父さんも出産直後に休めて、育児の主戦力になれるのが家庭にとっても職場にとってもいいことだと思うので、啓発が進むことを期待している。</p>

<p>会 長</p>	<p>これは日本社会が変わる画期的な制度だと思う。10月からということでメディアも取り上げている。男女共同参画センターでも、施策担当課でも取り組んでいただきたい。</p> <p>「配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進」(18/23 ページ) の家庭支援課の取組で、「案内カードを作成し、庁内の女性用トイレへ設置依頼をした」とあるが、例えば民間施設のトイレ、誰もが行く美容室、旅行先では駅のトイレや駅すぐのショッピングモールにもあった。弱い立場の方は、行政の施設は敷居がすごく高い。もっと普通に、だれもが行く施設のトイレに置くのが有効だと思う。ぜひ検討をお願いする。</p>
<p>事務局</p>	<p>従来から各関係機関などで配布している。今回案内カードを作り直したので、ご意見を参考に、できるだけみなさんが集う場所に広げて設置したい。</p>
<p>委 員</p>	<p>反抗期の子どもの相談をしたいとき、相談先に悩んだ。「DV」「児童虐待」と書いてあると、悩んでいても「私はそうじゃないから」と自分を守ってしまうのではないか。もう少し抵抗感のない名称や相談内容にすることで、最初の壁が低くなり、相談しやすくなるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日欠席の委員から、加古川市のヤングケアラーの実態と取組について知りたいとの意見が出ている。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和2年度から3年度にかけて国や県が調査した結果、「世話をしている家族がいる」と答えた人は20人に1人。本市においても同様の傾向であると考えている。現状の市の取組については、県の支援推進方策を受け、こども部内でヤングケアラーに関する研修を開催したり、福祉部が民生児童委員の総会でヤングケアラー支援の講演会を開催している。庁内の関係課でヤングケアラー支援の検討会を開催したり、県が設置している専用相談窓口や支援対策関係窓口等の周知を行っている。支援につなげる仕組みとしては、既存の児童虐待などの仕組みを活用し、ヤングケアラーの家庭を支援しているところであり、国が作る予定の新しいスキームを見据えて取り組みたいと考えている。</p> <p><u>(2) 令和4年度加古川市男女共同参画センター事業実施状況について</u></p> <p><u>(3) 令和5年度加古川市男女共同参画センター事業計画について</u></p> <p>○時間の都合により、議題(2)及び(3)の説明を省略した。</p> <p><u>(4) 性の多様性に関する今後の取組について</u></p>

関係課	○関係課から、資料5「性の多様性に関する今後の取組について」をもとに説明した。
会 長	県内でも先行している明石市はファミリーシップ、西宮市はパートナーシップ、大阪府は府全体がパートナーシップ制度に取り組んでおり、視察して情報を得ることができると思う。私自身は、当事者の方の意見を聞くことが重要だと思う。
委 員	LGBTの講演会のチラシを配ろうとしても「LGBTがよくわからない」と拒否反応を示される方がいる。まだそれが現状だと思う。割合的にはヤングケアラーもLGBTも左利きの人と同じくらいいると言われているが、「そんなにいるの？」と言われたことがある。温度差が大きく、他人事のようにとらえられている。
委 員	パートナーシップ制度に、婚姻制度や財産の関係など、法的な効力はあるのか？
委 員	法的な拘束力はない。民法等を改正しないと拘束力はでてこない。
会 長	パートナーシップ制度では、家族でないと申し込めない公団等に申し込んだり、病院の手術の同意書にサインすることなどが可能になる。
委 員	啓発は、当事者の周囲を含めた社会全体に対する啓発がすごく大事で、思うことが2つある。まず1つは、マイノリティとくくることが自体が少し違っていて、まさに「レインボーの七色の虹のグラデーションのどこかにみんな一人一人がいるんだよ」という問題として伝えなければいけないのかなということ。もう1つが、性教育と切っても切り離せないものではないかということ。LGBTは性的指向のマイノリティを指しているもので、性的行為に対する自己決定権というものが「それぞれ個人の尊厳として尊重されているんだよ」というところから入って、「パートナーをどのように選んでも、パートナーなしでも、関心がなくても、みな尊重されるんだよ」というところを啓発して、みんなの認識にしていくことが大事かなと思っている。そのためには当事者や、周りの家族の方が話してくださることを通しつつ、理念的なところも伝えていくことが大切かと思う。すごく時間をかけて考えていくべき問題かと思っている。
会 長	私たちのNPOでも、小学校4年生にデートDVの予防教育をする際に、性的自己決定のことはきちんと伝えている。今の小学生は、SDGsの5番目が「ジェンダー平等の実現」ということは「もう知ってるよ」という感じ。

	<p>大人の方が知識がないように思う。資料5の1(2)周囲の方への啓発の方向は、様々なところ、学校教育から、社会人からすべて網羅できる形が大事だと思う。性教育との関連で、全く偏見がない頃に伝えるのがとても大事だなと思う。</p> <p>委員 「(仮称) パートナーシップ制度の検討」に関しては、制度の趣旨からいえば、SOGIEも問わないくらいの広い範囲の対象でいいと思う。当事者も多様でしょうから、居住地や対象範囲はいろんなことを検討しながら進めることでいいと思う。</p> <p>周りの雰囲気や風潮もすごく大事だと思う。大学の自由研究の中では、専門家を招いて、保護者向けに子どもへの性教育の仕方や家庭での雰囲気づくりということをやっている。</p> <p>こういう社会問題で一番怖いのは「それが問題である」ことに気づいていないこと。男子学生に調査をすると、「政治の世界や会社では男性優位の風潮がある」と答えるが、「学校は男女平等である」という意見が多い。しかし、そう見えているだけかもしれない。当たり前前が当たり前になって、問題に気づけていないという意味で、風潮や社会の共通認識が必要だと思っている。</p>
委員	<p>企業に男女の従業員数などをよく聞くが、今年は初めて「答えたくないという従業員がいるので、男女の二択では無理です」と言われた。そこで初めて、今まで当たり前のように使ってきた男女数というものがあるのではないと実感した。他自治体における「当事者に対する支援」に「性別記載欄の見直し」と書いてあるが、こういう小さなことを変えることが実は、全然関係ないと思っている人たちへの啓発につながるのではないか。</p>
委員	<p>できたら「狭き門」ではなくて「広き門」にしてほしいと思う。小学生の子どもがいるが、今の小学生はジェンダーとか性同一性とか、普通に受け入れている。「狭き門」にしてしまうと、今の子どもたちが将来すごく疑問に思うと思う。今から作るのであれば、かなり「広き門」にしておけば、時代がついてくるのではないかと思う。</p>
5 その他	
会長	<p>次年度の取組に関して何かあれば。</p>
委員	<p>講座情報など、小学校の保護者向けに毎月配ってもいいのではと思う。広報紙よりこちらの方が目に留まりやすいのではと思う。</p>
委員	<p>回覧板や掲示板というものもある。「フェイスブックで発信しています」と</p>

<p>6 閉 会 副会長</p>	<p>いう発信があるのかもしれないが、フェイスブックでの発信もある。委員のみなさんからも、ぜひ情報発信していただきたい。</p> <p>○副会長あいさつ</p>
----------------------	--